

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 秋桜園
介護老人福祉施設 秋桜の里かみふくおか
令和6年4月1日

■事故発生防止対策の基本方針

特別養護老人ホーム秋桜の里かみふくおか（以下「当施設」という）は事故発生防止に関する指針を定め、当施設の方針とする。

1. 事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、利用者や家族に信頼されるよう安心かつ安全な介護サービスを提供するため、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力で運営を行う。そのためにサービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故発生防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また事故が発生した場合には、速やかな対応が行えるよう必要な体制を整備し、組織全体で再発の防止に努める。

2. リスクマネジメント体制整備

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故などが発生した場合は、速やかにヒヤリハット記録または事故報告書を作成するとともに、事故カンファレンスや事故防止委員会でその内容について検討する。

3. 「事故防止委員会」の設置の目的

介護事故の防止に取り組むにあたって、「事故防止委員会」を設置する。
施設内の事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応が提供できることを目的とし、施設全体で安全管理体制の整備に取り組む。

4. 事故防止委員会の構成委員

事故防止委員会は、施設長・生活相談員・介護支援専門員・看護職員・介護職員その他の職員等をもって構成する。
安全対策責任者は構成委員から選任することとし、事故発生防止の担当者とする。

5. 事故防止委員会の開催

定期的に1か月に1回開催し、介護事故発生時の未然防止、再発防止等の検討を行う。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催する。

6. 事故防止委員会の役割

- ① 指針、マニュアル、相談・苦情報告、ヒヤリハット記録、事故報告書等の整備。介護事故等、未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新する。
- ② ヒヤリハット報告、事故報告の分析および再発防止策の検討
各部署から報告のあったヒヤリハット報告、事故報告を分析し、事故発生防止のための再発防止策を検討する。
- ③ 再発防止策の周知徹底
検討された再発防止策を実施するため、全職員に対して周知徹底を図る。

■職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基礎内容等に関する知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、以下の研修を定期的かつ計画的に実施する。

なお、実施した研修についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管を行うものとする。

- ① 事故防止に関する研修（年2回以上）
- ② 新入職員への研修
- ③ その他必要な研修、外部研修への参加

■介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のため、事故防止委員会にて事故報告を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ有効な再発防止策を検討し、その内容を職員に周知徹底したうえで実施する。なお、再発防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価を行う。

■介護事故発生時の対応

1. 利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先とする。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行う。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

2. 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書・ヒヤリハット記録」で、速やかに報告する。

3. 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー、必要に応じて保険者等に報告を行う。またその際は適切な説明が迅速に行えるよう努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応の状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の損害賠償の有無

4. 保険者等への報告

保険者等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告を行う。

5. 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応する。

■介護事故対応等に係る苦情解決方法

介護事故対応に係わる苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。対応結果については相談者にも報告を行う。

■事故発生防止のための基本方針の公表

当施設の事故発生防止のための指針は、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともにホームページ上にて公表します。

■その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

その他介護事故等防止のため、事故原因の分析と再発防止策を積極的に行う。また苦情相談についても対処方法を検討し、利用者の声として介護サービスの改善に活かしていく。